

	障害児の兄弟姉妹（きょうだい児）を対象に 新たな支援事業を開始 ～障害児や家族への支援を更に充実します～
と き	11 月 16 日（日）事業開始
区は、11月から、障害児を兄弟姉妹にもつ子ども（きょうだい児）を対象とした支援事業を開始する。 きょうだい児は、親の関心が障害のある兄弟姉妹に集中することで「自分は後回し」と感じたり、「いい子でいなければいけない」と自分の感情を抑えたりするなど、孤独感や精神的な負担を感じやすい傾向にある。また、思春期以降は、就職や結婚など、将来への不安に悩むこともある。 新たに開始する事業は、小学生以下の低年齢の子どもを対象とした、きょうだい児同士の交流を目的としたレクリエーション活動と、主に中学生以上を対象とした、きょうだい児と同じ経験を持つ相談員（ピアサポーター）による相談事業の2つ。 区は、この事業を通して、きょうだい児の不安を解消し、家族の安定を図ることで、きょうだい児や障害児の健やかな成長につなげる考え。	



▲レクリエーション活動
（イメージ）

【事業概要】

1 レクリエーション活動

(1) 事業概要

きょうだい児とその家族と一緒に参加できるスポーツや美術、音楽などのレクリエーション活動を実施する。令和7年度は、2回実施する。

(2) 対象

主に小学生以下の年齢のきょうだい児およびその家族

(3) 令和7年度の実施予定

<日程>

第1回 令和7年11月22日（土曜）

第2回 令和8年1月31日（土曜）

<場所>

こども発達支援センター（練馬区光が丘3-1-1）

<内容>

「つながる」をテーマに、美術活動プログラムを行う。第1回はヨガ、第2回は音楽も取り入れたプログラムで行う。



▲レクリエーション活動（ヨガ）



▲美術プログラム

2 ピアサポーターによる相談事業

(1) 事業概要

自分自身もきょうだい児だった相談員（ピアサポーター）が、自身の経験を活かし、きょうだい児の不安や悩みに対し、寄り添いながら話を伺う。

(2) 対象

主に中学生以上の年齢のきょうだい児

(3) 場所

大泉障害者地域生活支援センターさくら（練馬区東大泉 5－3 5－2）

(4) 実施日

令和 7 年 11 月 16 日（日曜）

※ 今後も実施予定（不定期開催）

【問合せ】 練馬区 障害者施策推進課 事業計画係 電話 03－5984－4602